

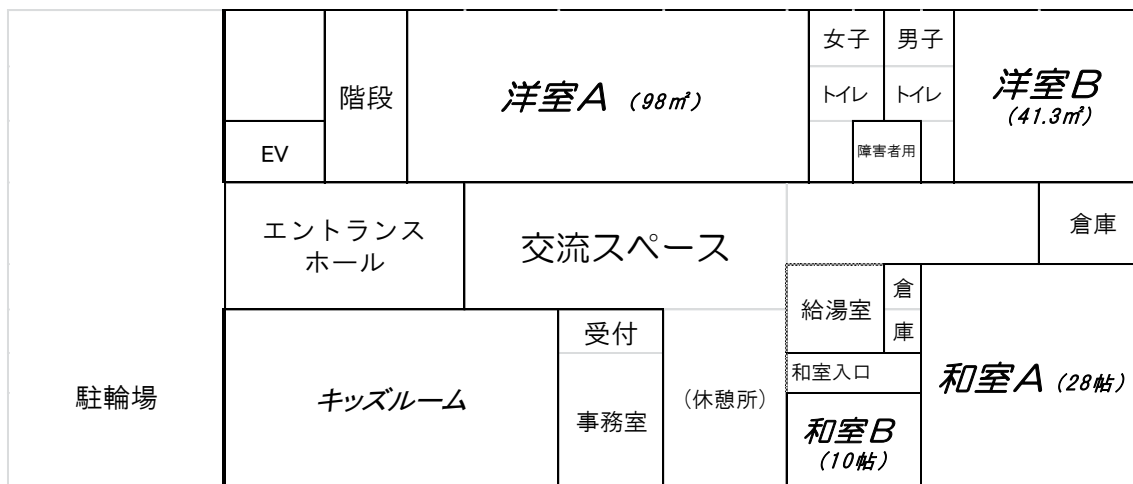
5. 利用の申し込みと変更・取り消し

- ・来館し、所定の使用申込書に記入し、受付に提出してください。
※電話での受付は行いませんが、空き状況のお問い合わせは可能です。
- ・使用変更は、変更前の使用日の3日前までに来館し、使用変更申請書を提出してください。一回に限り可能です。
- ・変更後の使用料が変更前の使用料より安くなった場合、差額の5割を還付します。
※和室Aから和室B午後に変更の場合。1200円－800円＝400円で、200円還付になります。
- ・使用の取り消しは、使用日の3日前までに来館し、使用取り消し申請書を提出してください。5割を還付します。その時、申請者の印鑑(シャチハタ不可)が必要です。
- ・申請できる日については下記の表をご覧ください。なお、受付ができる最初の日について、午前9時の時点で同日・同室に複数の申し込みがあった場合、抽選となります。

申請できる日一覧表

区内の町会・自治会・連合会、文京区青少年 対策地区委員会が会議等に使用するとき	使用日の属する月の2ヶ月前の初日から
官公署が区民対象の事業に使用するとき	使用日の2ヶ月前から
区から補助金交付を受けている高齢者クラブ ・連合会が会議等に使用するとき	使用日の属する月の3か月前の月の初日から (ただし、夜間の使用と洋室を除く)
上記以外のとき	使用日の属する月の1ヶ月前の初日から

【各室配置図】



【区の事業等との連携・協力】

- ①車椅子貸し出し及び、敬老杖支給事業 ②牛乳パックの拠点回収事業

◆◆◆◆◆ワーカーズコープとは◆◆◆◆◆

市民、働く人々が出資をして仕事をおこし、人と地域に役立つ仕事を発展させる協同労働の協同組合です。
農協や生協等と共に、ICA（国際協同組合連盟）、JJC（日本協同組合連絡協議会）に加盟する団体です。
利用者、地域の方々といっしょに、目白台交流館の活動を行っていきたいと思います。よろしくお願いたします。